

～事業主様へ～

「資格情報のお知らせ」等の配付にご協力ください。

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行を終了します。



全国健康保険協会
協会けんぽ

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行を終了します。

協会けんぽでは、安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者個人ごと（従業員様、扶養のご家族様ごと）の「資格情報のお知らせ」等を事業所に送付させていただきますので、従業員様への配付にご理解・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

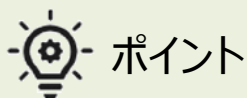
全体の流れイメージ

STEP 1

個人ごとの封筒を以下の封筒（マチ付宅配袋）に封入し、事業所に送付させていただきます。

送付時期：令和6年9月

※ 令和6年6月から11月29日までに新規取得した方については、に令和7年1月に送付させていただきます。



ポイント

従業員様やそのご家族様の人数が多いほど、封筒（マチ付宅配袋）の数量が増えます。

（想定される数量は別添の文書に記載されています。）

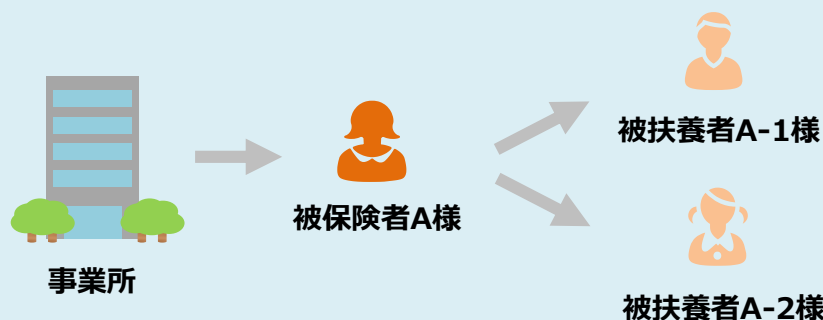
参考

封筒（マチ付宅配袋）

- 予定サイズ（最大）
高さ49cm、幅32cm、マチ12cm
- 封入されている通数
約150人分（最大）

STEP 2

「配付のポイント」を参考に、被保険者様分と被扶養者様分をまとめて従業員様に配付をお願いします。



A様分（A-1様分、A-2様分）



配付のポイント！



（記号）12345678 （番号）1234567
（被保険者氏名）協会 太郎 様
（対象者氏名）協会 花子 様



個人ごとの封筒の窓から、上記のように従業員様の氏名（被保険者氏名）と封入されている方の氏名（対象者氏名）が確認することができます。
配付いただく際には、被保険者氏名の方に配付をお願いします。

送付物イメージ

(記号) 12345678 (番号) 1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 太郎 様

お問い合わせ番号
00-00000000-00000000-00
〒123-4567
東京都〇〇区〇〇町 1-2-3
全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	12345678	番号	1234567	(枝番)	00
氏名	協会 太郎				
フリガナ	キョウカイ タロウ				
生年月日	平成元年 10 月 1 日				
負担割合	3 割 (令和 6 年〇月〇日時点)				
資格取得年月日	令和 2 年 1 月 1 日				
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

1

*** ** 6825

2

資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 枝番 00
氏名 キョウカイ タロウ
生年月日 平成元年 10 月 1 日
資格取得年月日 令和 2 年 1 月 1 日
保険者番号 12345678
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

左を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)



1

資格情報のお知らせ

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請に！

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

- オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

2

マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

マイナ保険証を利用すると・・・



いつもの通院等が便利に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

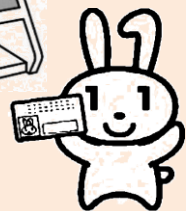
【参考】
限度額適用認定証の詳細については、二次元コードを読み取ってください。



手続きなしで高額な窓口負担が不要

顔認証で自動化された受付

顔認証で、本人確認と健康保険の資格の確認が行われます。
マスク・メガネ・帽子をしていてもOK。
車椅子に乗ったままでもOK。



医療情報の共有化で質のよい医療が受けられる

初めての医療機関等でも、ご自身の特定健診や薬剤・診療情報を医師と共有できます。



マイナポータルでもっと簡単・便利に！

特定健診や薬の情報が閲覧できる！

- 処方された薬の情報や特定健診等情報の自分の体に関わる知っておくべき情報を、いつでもどこでも確認できます。

確定申告が簡単に！

- 医療費の領収書を管理しなくても、医療費情報の管理ができます。
- e-Taxに情報連携でき、オンラインで完結できます。